

道路運送車両法の点検整備関係の規定の概要

自動車は、保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。(§ 40~42)

自動車の使用者は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。(§ 47)

維持のためには、①日常点検整備、②定期点検整備、③その他使用状況・車種に応じた点検整備、の実施が必要

①日常点検整備

・自動車の使用者等は、走行距離、運行時の状態等から適切な時期に日常点検をし、必要な整備をしなければならない。

バスや大型車の場合は、1日1回、その運行の開始前において、行わなければならない。(§ 47の2)

②定期点検整備

・自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。(以下は、自家用乗用自動車)(§ 48)



③その他点検整備

・自動車の製作者は、日常点検整備及び定期点検整備以外の点検整備をするに当たって必要となる技術上の情報を自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。(§ 57の2)

国の関与

整備命令

・保安基準不適合の状態等にある自動車の使用者に対しては、整備命令を发出することができる。(§ 54①)

・整備命令に従わないときは、自動車の使用停止をすることができる。(§ 54②)

命令違反は、50万円以下罰金(§ 109七)

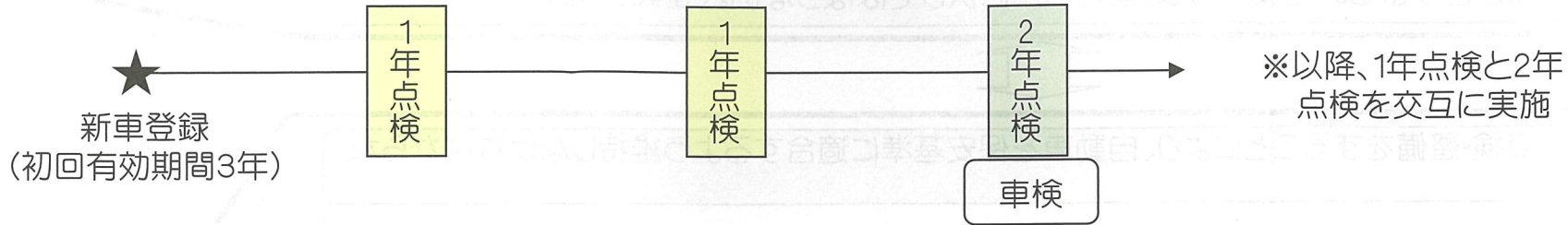
処分違反は、6月以下懲役又は30万円以下罰金(§ 108二)

点検等の勧告

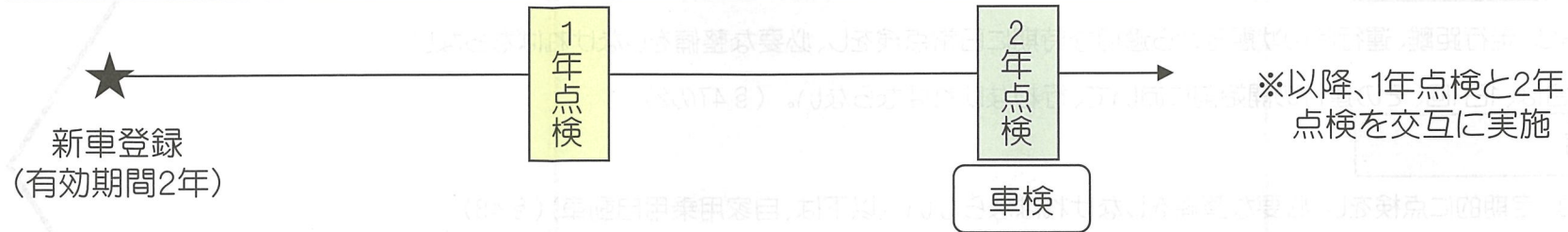
・車両の劣化・摩耗の状態がひどく、定期点検整備が行われていない場合には、点検等の勧告をすることができる。(§ 54④、 § 71条の2②)

車種別の定期点検整備のサイクル

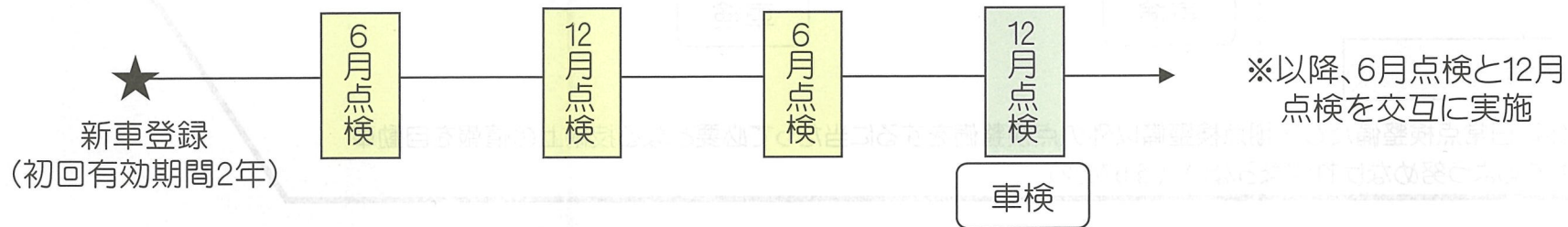
●自家用乗用車など (定期点検を1年ごとに行うこととなっている自動車(ただし、軽トラック、軽特種車は除く))



●自家用軽トラックなど (定期点検を1年ごとに行うこととなっている自動車のうち、軽自動車に限る)



●自家用小型トラックなど (定期点検を6月ごとに行うこととなっている自動車)



●自家用大型トラック、自家用バスなど (定期点検を3月ごとに行うこととなっている自動車)

